

第一種動物用医薬品製造販売業許可証

氏名又は
名称 日産合成工業株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都目黒区目黒本町二丁目2番10号

主たる機能を
有する事務所
の名称 日産合成工業株式会社

許可の
有効期間 令和6年5月4日から
令和11年5月3日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第1項の規定により許可を受けた第一種動物用医薬品の製造販売業者であることを証する。

令和6年3月27日

農林水産大臣 坂本 哲志